

平成30年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(18名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
(7番	欠 員)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴(欠席)	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資(欠席)
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄(欠席)	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 暦では立春と申しますがまだまだ寒さも厳しく体調管理はいかがでしょう。また、先月26日に宗像市で開催された研修大会に参加された方におきましてはお疲れ様でございました。

本日は総会終了後、認定農業者の会、土地改良事業連合協議会と合同で同和問題研修会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は大変お忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございました。議案5件、報告事項1件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は18名で委員定足数に達しております。なお能塚委員、永利春雄委員、白水委員より欠席届が出ています。よって、平成30年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番 後藤 感二 委員、3番 中村 洋子 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について5件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページの番号1は古飯の農地3筆です。親子間の贈与のために所有権移転されるものです。

(図面で場所の説明)

次に議案書の1ページから2ページの番号2は小郡及び福童の田7筆です。持分の全部移転のため売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に番号3は三沢の田3筆です。親子間の贈与のために所有権移転されるものです。

(図面で場所の説明)

次に番号4は下西鯨坂の農地3筆です。農業廃止のために所有権移転されるものです。

(図面で場所の説明)

次に議案書3ページの番号5は福童の田7筆です。経営規模拡大のために所有権移転されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

- 議長 それでは再開します。次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について1件を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 議案書の4ページをお願いします。それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について ご説明いたします。

番号1は上西鯉坂地内の田1筆です。4月に実施される市議会議員の選挙事務所および駐車場として使用するため一時転用許可申請が提出されたものです。

(図面で場所等説明)

当該農地は前面道路に上下水道が埋設され、かつ500メートル以内に医療施設(佐々木医院、さとう歯科)と教育施設(宝城中学校、味坂保育園)があることから、農地区分は第3種であり原則転用許可できる農地です。従いまして、立地基準および一般基準ともに問題ないものと思われまます。

先月、開催されました味坂地区会議において慎重審議をいただき承認をいただいております。

詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号については原案のとおり許可相当との意見を付し県に進達致します。

○議長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、13件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、寺福童地内の農地5筆です。露天資材置場として使用するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地になりますが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないので例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に番号2は、福童地内の農地1筆です。一般個人住宅を建築するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は西鉄端間駅から300m以内なので第3種農地となり原則転用できます。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に6ページの番号3から10ページの番号13は松崎の農地24筆です。物流倉庫及び事務所を建設するために転用申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地になりますが、特別積合わせ貨物運送事業の用に供する施設は、土地収用法に該当する公益性が高い事業であり例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、番号1から番号13は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は横隈地区内の田4筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於

いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借73件について 事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の12ページをご覧ください。 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借73件について提案理由の説明を致します。

12ページの番号1から21ページの番号21及び22ページの番号22から44ページの番号72は、農地中間管理事業により平成30年6月10日から10年間、地元の農事組合法人へ貸借するものです。

次に、45ページから46ページの番号73は農業者年金受給のための親子間の使用貸借契約です。

なお、番号1から番号73は先月開催しました地区会議に於いて了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたが、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借73件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項1件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の47ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出22件につきまして報告いたします。

47ページの番号1から59ページの番号20は農地中間管理事業利用のための合意解約です。

次に番号21は贈与のための合意解約です。

次に59ページから60ページの番号22は転用するための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項1件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして2月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年2月9日(金) 午後 2時30分閉会

小郡市農業委員会

署名委員 2番 (印)

署名委員 3番 (印)